

【サービス利用料金】

・サービス利用料金のうち 9 割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市区町村から直接受け取る場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を負担していただきます。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

【食費、水熱光費等】

	施設入所支援	生活介護	短期入所
食事代	朝食 400 円 昼食 670 円 夕食 450 円	昼食 670 円 (330 円) (下部料金は、低所得者の軽減措置適用の場合、原材料費相当額)	朝食 400 円 (250 円) 昼食 670 円 (330 円) 夕食 450 円 (320 円) (下部料金は、低所得者の軽減措置適用の場合、原材料費相当額)
水熱光費	300 円/日	—	300 円/日
金銭管理料	1650 円/月 (55 円/日)	—	—
その他	・個人で使用するもの、日用品費、保健衛生費、教養娯楽費、等	・個人で使用するもの、日用品費、保健衛生費、教養娯楽費、等	・個人で使用するもの、日用品費、保健衛生費、教養娯楽費、等